

建築物飲料水水質検査業の登録基準

1 物的要件

| | |
|----------------------------|--|
| 次の機械器具を有すること。 | |
| | 高圧蒸気滅菌器及び恒温器 |
| | フレームレス - 原子吸光光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ - 質量分析装置 |
| | イオンクロマトグラフ |
| | 乾燥器 |
| | 全有機炭素定量装置 |
| | pH計 |
| | 分光光度計又は光電光度計 |
| | ガスクロマトグラフ - 質量分析計 |
| | 電子天びん又は化学天びん |
| 水質検査を的確に行うことのできる検査室を有すること。 | |
| | 実験台、流し台、作業台、薬品棚等の配置が水質検査実施者の作業にふさわしい配置となっていること。 |
| | 実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり、使用しやすい配置となっていること。 |
| | ドラフトチャンバーが設置されていること。 |
| | 必要な換気扇、水栓、ガス栓及びコンセントが設けられていること。 |
| | 細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所は区別されていることが望ましいこと。 |
| | 天びん台など必要な部分に防震措置が施されていること。 |

2 人的要件（水質検査実施者）

| | |
|-------------------------|--|
| 水質検査を行う者が次のいずれかに該当すること。 | |
| | 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者 |
| | 衛生検査技師又は臨床検査技師であって、1年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者 |
| | 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者 |
| | 技術士法第2条に規定する技術士（技術士法施行規則第2条第10号及び第11条の技術部門について行われた技術士法第7条に規定する本試験に合格した者に限る。） |
| | 学校教育法に基づく大学、短期大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校以外の学校を卒業し、若しくはその課程を修了し、又は文部大臣の行う資格検定に合格した者等で、当該学校の入学資格、修業年数、修業内容又は検定の程度から判断して、又は に掲げる者と同等以上の学歴を有すると認められるもの（ただし、又は に規定する実務経験を有することを必要とする。） |

3 維持管理の方法等に係る要件

| | |
|--|---|
| | 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。 |
|--|---|

| | |
|--|--|
| | 水質検査は試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存すること。 |
| | 水質検査の結果を5年間保存すること。 |
| | 水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管すること。 |
| | 水質検査に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。また、使用する機械器具その他の設備の点検等の記録を、機械器具その他の設備ごとに整理して保管すること。 |
| | 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの(以下「建築物維持管理権原者」という。)に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が、及びに掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、検査結果の保存は自ら実施すること。 |
| | 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。 |